

# 政策提言 「持続可能な未来のための原子力（Atoms for the Sustainable Future）」

## 要 約

2008年1月

(財) 日本国際問題研究所  
新しい核の秩序に関するタスクフォース

### I. 背景：原子力への期待の高まりと核の脅威に対する懸念の深まり

原子力には二つの顔がある。発電等の平和利用は人類の生活に向上をもたらす。しかし、軍事目的や悪意を持って使用されれば、それは大きな脅威ともなる。

近年、アジア諸国をはじめ世界各地でエネルギー需要が高まっている。その需要をいかに満たしていくかは、国際社会にとって大きな挑戦である。また、地球温暖化への対応として二酸化炭素の排出の抑制にも取り組まなければならない。これらの課題に対処するためには、二酸化炭素をほとんど排出しない原子力を、地球規模で推進することが有効であり、原子力分野における国際的協力を深化・拡大させていく必要がある。

その一方で我々は今、核の脅威に直面している。人類は、60年以上にわたり核の応酬による破滅の脅威と共存してきた。そして今、我々は平和利用の転用や非国家主体による盗取といった不法な手段を通じた核拡散や核テロというさらなる脅威にさらされている。

あらゆる核の脅威を完全に除去することは我々人類の目標である。この目標はすべての国のすべての人々によって共有されなければならない。国家であれ、非国家主体であれ、新たに核兵器や核兵器製造能力を保有する者が現れないよう努力を尽くさなければならない。

今我々に課された大きな課題は、世界経済の持続的発展と地球温暖化問題の解決に貢献するために原子力を活用することと、核拡散や核テロ、そして既存の核兵器の脅威を削減することを両立させるための枠組みを構築することである。同時に、原子力平和利用の信頼性と持続可能性を維持するために、原子力安全の確保が最優先されなければならない。また、核テロの脅威に対抗するために核物質や施設のセキュリティにも優先的に取り組む必要がある。

重要なのは、原子力の促進と核のリスクへの対処においてバランスのとれたアプローチを模索することであり、G8をはじめとする国際社会はこの人類共通の目標に対して真剣に取り組むべきである。

かかる現状認識に立って、本タスクフォースは次のように提言する。

## II. 核不拡散と原子力の平和利用推進をともに強化するアプローチ

**提言 1：原子力の安全安心な発展のための普遍的な指標として「3S（スリー・エス）」を確立する**

3Sとは、原子力の導入にあたり、安全（Safety＝原子力の安全な運転）、セキュリティ（Security＝核物質や施設の防護）、保障措置（Safeguards＝不拡散）の3分野において、国際的な基準を包括的に満たすことを促すための概念である。3Sを満たすことで原子力を安全かつ安心に推進するのに望ましい環境を創出する。国際社会は、IAEAがこうした規範の形成に役割を果たすことを支援し、また、実際の原子力計画の導入に際し導入国がこの基準を満たすために積極的に協力すべきである。

**提言 2：途上国における原子力発電計画に対する適切な国際的資金協力の枠組みの提供**

現在、世界銀行の融資やOECDの輸出信用のガイドラインにおいては、原子力発電計画はその適用が差別ないし除外されている。それらへの再考も含め、原子力発電計画への資金調達を容易にするための国際協力の枠組みについて検討すべきである。

**提言 3：原子力を地球温暖化対策の有効な手段として認定し、活用する**

原子力は他のエネルギーと比べ二酸化炭素排出量が少なく、原子力の活用は地球温暖化対策としても有効である。京都議定書後のメカニズムを協議するラウンドにおいては、温暖化対策として原子力を促進するための政策メカニズムの創設を目指すべきである。

**提言 4：国内の規制枠組みおよび国際協力において、安全と原子力賠償に適切に取り組む**

安全への信頼性と万が一に備えた原子力賠償制度は、原子力の推進に不可欠であり、原子力導入国は国際的に確立された規範や原則に即した国内制度を確立すべきであり、国際社会はそれを支援すべきである。

**提言 5：追加議定書を活用する**

- (1) 追加議定書の普遍化を追求する
- (2) 追加議定書への批准を原子力分野の国際取引の条件とする

原子力供給国グループ（NSG）は、追加議定書の批准を核関連物質や技術の提供の追加的な条件とすべきである。もしそれが困難な場合、少なくともG8諸国は自主的に同様の宣言をすべきである。

## 提言 6：不拡散の促進と原子力の便益を享受する手段として燃料供給保証と核燃料サイクルに対する多国間アプローチを活用する

### (1) 信頼性のある供給保証が効果的な多国間メカニズムにとってカギとなる

核燃料サイクルを持たない国に対する核燃料の供給保証は、国際社会における不拡散規範と慣習の形成に重要な役割を果たす。NPT 第4条下においては、供給保証メカニズムへの参加を義務付けることは困難であるが、同メカニズムは、核燃料サイクル保有を選択しないことを促すための現実的な政策選択肢の一つである。

### (2) 多国間メカニズムは、新しい「核の『持てる国』と『持たざる国』」を作るものではない。

現実として、各国の核燃料の供給はすでに国際的な相互依存体制に組み込まれている。多国間メカニズムの確立は、いくつかの国にとっては燃料調達方法の多様化を意味する。また、多国間化は、各国の国産のプログラムが軍事転用されないことを保証する役割も果たし得る。

ただ、現在機能している市場メカニズムを歪めることがあってはならないし、また原子力の平和利用の便益の享受において、新たな「持てる国」と「持たざる国」の差別を作るものであってはならない。そして、このメカニズムは、単に濃縮だけでなく、核燃料サイクルのすべての過程に注意を向けるべきである。

## 提言 7：燃料サイクルのバックエンドに関する懸念に対処する

多くの国で使用済み燃料の管理の問題に直面しているが、この懸念への取り組みについて検討していくことが必要である。また、バックエンドの管理、とりわけプルトニウムの貯蔵については核セキュリティや不拡散の観点からも重視すべきである。回収ウランについては資源の効率的な利用という観点も重視すべきである。そうした観点から、プルトニウムや回収ウランの燃焼も含めその処分方法を検討すべきである。

## 提言 8：不拡散分野における強制と執行メカニズムを強化する

### (1) NPT 体制の補完的措置を強化する

国連安保理決議 1540 や PSI の強化

### (2) NPT 脱退の条件を設定する

### (3) 強制のために IAEA と国連安保理のリンケージを強化する

IAEA 憲章の不遵守の場合、国連安保理は毅然とした対応をすべきである。

### (4) 多国間の枠組みを通じた対話と、インセンティブ、そして強制の適切な組み合わせが重要である

**提言 9：核拡散抵抗性の高い技術や洗練された保障措置や検証技術の開発のために国際的な協力を深化・拡大する**

### **III. 核の脅威の削減**

原子力の平和利用を推進していくためには、あらゆる種類の核の脅威を除去していくことが必要である。それは、喫緊の脅威である核拡散、核テロだけでなく、既存の核兵器による脅威の削減も含まれる。核不拡散、原子力の平和利用、そして核軍縮という NPT の三本柱は、依然として国際不拡散体制の基軸であり、そのすべてについてバランスよく推進していくことが重要である。すなわち、不拡散のための努力を進めようとするならば、既存の核兵器によってもたらされる脅威の削減を進めることが重要であり、脅威削減のために不拡散の努力が必要となる。

**提言 10：核軍縮を強調し、核兵器の廃絶という人類の重要な目標にむけた軍縮努力の重要性を再確認する**

NPT 上認められた核兵器国であれ、事実上の核兵器国であれ、核兵器を保有するすべての国は、核の脅威を削減していく重い責任を持ち、核の廃絶に向けて更なる軍縮努力を行うべきである。特に、米ロが、START I・SORT 後の軍備管理交渉を積極的に進めることで、他の核保有国の核軍縮努力をも促すことになるよう期待する。

**提言 11：核不拡散のために安全保障上のインセンティブに取り組む**

上記の目的のために、核保有国は、安全保障政策において核兵器の役割を減少させるための方策を取るべきである。それには、他の大量破壊兵器の廃棄も含まれる。また、信頼醸成のために、軍事ドクトリンや原子力発電計画を含む、軍事用ならびに民生用の核関連活動についての透明性を向上させることが重要である。

**提言 12：CTBT の早期発効と FMCT 交渉の開始をめざす**

CTBT の早期発効ならびに FMCT の交渉の早期開始に強く期待するとともに、核実験のモラトリアムの継続と、核分裂性物質の生産のモラトリアムをすべての核保有国に強く求める。

**提言 13：核テロや核物質防護の懸念への取り組みにおける国際的な努力を強化する**

国際社会は、核テロ防止条約や核物質防護条約等の国際的な条約や取り決めのもとに協調し、核テロの脅威に立ち向かうべきである。

G8 グローバル・パートナーシップは、協力の対象国と対象分野を拡大すべきである。核テロ対策（もしくは核セキュリティ）において支援の必要な国に対する協力を提供したり、国連安保理決議 1540 履行のための支援を提供するためのチャンネルとして活用されるべきである。

また、核セキュリティや物理的防護に関する情報やベスト・プラクティスについて友好国間で共有を進めることが重要である。

## 結論

世界は今、深刻な脅威に直面している。エネルギー供給のひっ迫や地球温暖化問題である。これらの課題に対処し、未来の人類にこの繁栄と環境を残していくためには、原子力の安全かつ安心な利用が重要な役割を果たし得る。

しかし、原子力は同時に重大な安全保障と安全の課題を抱える。原子力安全、核セキュリティ、それに核拡散防止への取り組みは極めて重要である。これらの問題にしっかりと対処することなしに平和利用の推進はありえない。核の脅威への対処と原子力の促進のバランスがとれたアプローチのために、「3S（スリー・エス）」の概念を提唱する。また、既存の核兵器や核テロの脅威に対して直ちに対処することも重要である。こうした脅威に対処することが、原子力の推進に正統性と信頼を与えるのである。

これらのリスクの削減のために G8 は具体的な行動について議論し、ただちに行動に移すためのイニシアティブを取るべきである。

<以上>